

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための  
健康保険法等の一部を改正する法律案

説明資料

平成31年2月

保険局

## 7. 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律の一部改正について

## 医療情報化支援基金（仮称）の創設（総論）

### 1. 医療情報化支援基金

- 医療情報化支援基金は、医療分野におけるICT化を支援するため、消費税増収分を活用した財政支援の仕組みとして、新たに基金を設けるもの（平成31年度予算から措置）。この基金の対象事業は平成31年度予算分（300億円）としては次の2つを予定している。
  - ・ オンライン資格確認の導入に向けた医療機関・薬局のシステム整備支援
  - ・ 電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム導入の支援
- 当該基金の造成先としては、支払基金とすることとしており、支払基金が造成した医療情報化支援基金に対し、政府が一定の交付金を交付することとなる。
- 上記のシステム整備支援等を求める医療機関等は支払基金に対し申請を行い、一定の要件を満たすシステム整備だと判断されれば、その整備費用の一部を基金の資金によって補助するというスキームになる。

### 2. 法制上の措置が必要な理由

- 今回の医療情報化支援基金によるシステム整備等の支援は、支払基金の業務として行うこととなるが、支払基金は行える業務が法律に限定列挙されているため、今回の支援業務を基金の業務として新たに追加するため、法律改正による対応が必要となる。
- なお、支払基金の業務を新たに追加する場合には、
  - ・ 支払基金法第15条の改正により、支払基金の目的内の業務として追加
  - ・ 支払基金法以外の他法に規定することにより、支払基金の目的外の業務として追加の二通りの方法があるが、今回の基金を活用した医療機関等情報化補助業務は診療報酬の審査支払業務という支払基金の本来業務とは性格を異にするものであることや特定B型肝炎ウイルス感染症給付金等の支給に関する特別措置法における特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金を支払基金に設置した例を踏まえると、支払基金法以外の他法に規定することにより、支払基金の目的外の業務として追加することが適当であると考えられる。

### 3. 基金の創設を規定する法律について

- 基金の創設を規定する法律を検討するに当たっては、基金の事業内容が、法律の趣旨目的と整合的であることが必要。
- 新たな基金は、今回の法改正に直接的に関連する地域の医療機関等におけるオンライン資格確認の整備支援のほか、良質な医療提供体制の構築には必要な電子カルテの標準化に向けた医療機関の電子カルテシステム導入の支援をその事業内容としていることを踏まえると、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の整備をその目的としてい

ると整理することが可能と考えられるため、同旨の内容を法の目的の一つとする医療介護総合確保推進法の改正により措置することが適当と考えられる。

※ オンライン診療の導入に関連した業務ということとの関係を踏まえれば、健保法（大正 11 年法律第 70 号）に規定することも考えられるが、健保法の目的が保険給付による国民保健の向上等を目的とすることから、今回医療情報化支援基金を創設する目的と整合的ではない。

## 支払基金の業務 (第 23 条関係)

### 1. 趣旨

- 本条は、支払基金の業務として、支払基金法に基づく審査支払業務のほかに、本法に基づく給付金等の支給業務を創設することを定めるものである。
- 支払基金は、支払基金法第 15 条に規定する業務を行う法人として、支払基金法に基づいて設立、運営されているが、今回、医療情報化支援基金を活用した医療機関等情報化補助業務を基金に行わせることとし、支払基金法の特別法として本法本条をもって業務の追加を行ったものである。

### 2. 概要

- 支払基金は、支払基金法第 15 条に規定する業務のほか、本法の趣旨を達成するため、以下の業務（「医療機関等情報化補助業務」）を行う。
  - ① 医療機関等が行う電子資格確認（※）の実施に必要な費用その他医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する費用を補助する業務  
※健康保険法の改正（第 2 条）により定義を新設するが、健保法改正の施行日（2 年を超えない範囲で政令で定める日）が医療機関等情報化補助業務の開始（平成 31 年 10 月 1 日）よりも遅くなるため、健保法の改正までは、「地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進」と規定。
  - ② 上記の業務に附帯する業務

### 3. 支払基金の業務を本法に規定する理由

- 今回、支払基金に行わせることを検討している業務は、支払基金の本来の目的である「診療報酬の適正迅速な支払及び診療報酬明細書の審査」とは大きく異なることから、支払基金法に規定することはなじまない。
- このように本来の目的と大きく異なる業務を支払基金に行わせている例として、高確法又は介保法に基づく納付金等の徴収及び交付金の交付に関する業務がある。
- これらの業務については、支払基金法の特別法として、高確法又は介保法において、支払基金の業務の追加を行っている。
- したがって、医療機関等情報化補助業務についても、これらの例に倣い、支払基金法の特別法として、本法をもって支払基金の業務を追加することとするものである。

業務方法書  
(第 24 条関係)

1. 趣旨

- 本条は、支払基金が医療機関等情報化補助業務を行うに当たって、準拠すべき規範としての業務方法書を作成しなければならないこと及びその業務方法書は変更の場合も含めて厚生労働大臣の認可を受けなければならないことを定めるものである。

2. 概要

- 支払基金の行う業務を適切かつ円滑に実施するため、業務運営上の基本となる事項をあらかじめ定め、これに基づいて運営することが適当である。そこで、法令及び定款に次ぐ重要な規範として、業務方法書を定めなければならないこととし、この業務方法書の作成に当たり厚生労働大臣の認可にかからしめるとともに、その変更に当たっても、厚生労働大臣の認可を受けさせることとしている。
  
- 業務方法書に記載すべき事項は、厚生労働省令で定めることとするが、省令で規定することを想定している事項は以下のとおりである。
  - ・ 法第 23 条第 1 項第 1 号に規定する事項
  - ・ その他支払基金の医療機関等情報化補助業務に関し必要な事項
  
- 支払基金の役員が、本条に違反して業務方法書の作成又は変更につき厚生労働大臣の認可を受けなかった場合には、第 41 条の規定に基づき 20 万円以下の過料に処せられる。

区分経理  
(第 25 条関係)

1. 趣旨

- 本条は、医療機関等情報化補助業務に係る経理について、支払基金が従来から行っていた各種診療報酬の審査支払業務に係る経理と区分して行うことを定めるものである。

2. 概要

- 医療機関等情報化補助業務は、支払基金が従来から行っている、保険者又は市町村から委託を受けて、医療機関からの医療費請求額を審査し支払う業務とは、全く別の性格の業務であり、それぞれの経理も別々に処理されるべきものである。
  
- このことに鑑み、医療機関等情報化補助業務に係る業務の経理を、特別会計を設けて行うことを定めるものである。

予算等の認可  
(第 26 条関係)

1. 趣旨

- 本条は、支払基金が毎事業年度の予算、事業計画及び資金計画について厚生労働大臣の認可を受けなければならないことを定めるものである。

2. 概要

- 支払基金の行う医療機関等情報化補助業務は、業務の公正かつ適切な実施を確保するため、財政面についても厚生労働大臣が十分な監督を行い得るよう、その予算等について認可を必要とすることとしたものである。
- 支払基金の役員が、本条に違反して予算等につき厚生労働大臣の認可を受けなかった場合には、第 41 条の規定に基づき 20 万円以下の過料に処せられる。

財務諸表等  
(第 27 条関係)

1. 趣旨

- 本条は、支払基金が毎事業年度、財務諸表（財産目録、貸借対照表及び損益計算書）について厚生労働大臣に提出し、その承認を受けるべきことを定めるものである。

2. 概要

- 厚生労働大臣の認可を受けた支払基金の予算等が適正に執行されたか否かを確認するとともに、支払基金の資産状況を把握するために、本条においては事業年度終了後の財務諸表等の提出を支払基金に義務付けるとともに、厚生労働大臣の承認を受けることを必要としたものである。

※用語の説明

「財産目録」 当該事業年度の決算時における基金の種類及び価額についての総目録であり、これには、支払基金の積極財産、すなわち動産、不動産、債権その他の財産と消極財産、すなわち債務とを、それぞれ個別に価額を附して記載する。

「貸借対照表」 支払基金の決算時における総財産を、資産の部（借方）と負債及び資本の部（貸方）に分けて記載することにより、現に有する財産額と有すべき財産額とを対照して、基金の財産の状況を明らかにする書類。

「損益計算書」 支払基金の当該事業年度における収入と支出の状態を明らかにした計算書をいい、通常、収益と費用とを左右に分けて記載する。

- 支払基金の役員が、本条に違反して財務諸表等につき厚生労働大臣の承認を受けなかった場合には、第 41 条の規定に基づき 20 万円以下の過料に処せられる。

国保連への業務の委託  
(第 28 条関係)

1. 改正の趣旨及び内容

- 医療機関等情報化補助業務の内容によっては、国保連に委託することで効率的に行うことができる場合がある。
- そこで、医療機関等情報化補助業務の一部を国保連その他厚生労働省令で定める者に委託することができることとする。

報告の徴収等  
(第 29 条関係)

1. 趣旨

- 本条は、厚生労働大臣の支払基金に対する報告の徴収等の権限を定めるものである。

2. 概要

- 支払基金の医療機関等情報化補助業務の運営が適切に行われるよう、厚生労働大臣が必要と認めたときに報告の徴収等ができることとする。
- なお、「業務又は財産の状況」とは、支払基金の業務又は財産の状況であり、医療機関等情報化補助業務に限られない。

支払基金法の適用の特例  
(第 30 条関係)

1. 趣旨及び内容

- 支払基金法第 32 条第 2 項では、支払基金の理事長、理事若しくは監事又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事長若しくは幹事が、支払基金法第 15 条に規定している支払基金の業務として規定されていない業務を基金の業務として行った場合の罰則が定められている。
  
- 医療機関等情報化補助業務は、本法により、支払基金法第 15 条に規定する審査支払業務に加えて、支払基金の業務として位置付けられたものであることから、この罰則の適用について除外することとしたものである。

医療情報化支援基金  
(第 31 条関係)

1. 趣旨

- 本条は、補助に要する費用に充てるために支払基金に医療情報化支援基金を設けるとともに、必要な関係規定を定めるものである。

2. 概要

- 支払基金は、医療機関等情報化補助業務に要する費用に充てるために医療情報化支援基金を設け、政府から交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする（第 1 項）。
- 医療情報化支援基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、医療情報化支援基金に充てるものとする（第 2 項）。
- 余裕金が生じた場合には、その運用による損失を招くことがないよう、運用先は确实かつ有利なものに限る必要があることから、余裕金の運用方法を法定する（第 3 項）。
- 余裕金の運用にあたり、厚生労働大臣が有価証券等の指定をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないこととする（第 4 項）。
- 政府は、予算の範囲内において、支払基金に対し、医療情報化支援基金に充てる資金を補助することができることとする（第 5 項）。

厚生労働省令への委任  
(第 32 条関係)

1. 趣旨及び概要

- 本法に定めるもののほか、医療機関等情報化補助業務に係る支払基金の財務及び会計に関し必要な事項その他この法律を実施するため必要な事項は、厚生労働省令で定めることとする。

罰則規定  
(第 34 条関係)

1. 趣旨

- 本条は、支払基金又は受託者の役員又は職員が第 29 条に基づく報告をしなかった場合等に、これを罰することを規定したものである。

2. 概要

- 本条は、支払基金又は受託者の業務の適正性を担保するために、支払基金又は受託者の役員又は職員が上記の違反を行った場合、50 万円以下の罰金に処することとしている。

過料規定  
(第 36 条関係)

1. 趣旨

- 本条は、以下に掲げる場合に、これを罰することを規定したものである。
  - ① 支払基金の役員が、この法律により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかった場合
  - ② 支払基金の役員が第 31 条第 3 項の規定に違反して余裕金を運用した場合

2. 概要

- 支払基金の役員が上記の違反を行った場合、20 万円以下の過料に処するものとしている。